

平成22年（ミ）第1号乃至第3号 会社更生事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 開始前会社について更生手続を開始する。
- 2 管財人に次の者を選任する。

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

株式会社企業再生支援機構

東京都中央区八重洲二丁目8番7号 福岡ビル9階

片 山 英 二

- 3 管財人は、それぞれ単独にその職務を行うことができる。
- 4 更生債権等の届出をすべき期間等を次のとおり定める。

- (1) 更生債権等の届出をすべき期間

平成22年3月19日まで

- (2) 認否書の提出期限

平成22年4月30日まで

- (3) 更生債権等の一般調査期間

平成22年5月10日から同月24日まで

- 5 更生会社、更生債権者等、株主、労働組合等が、管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間を次のとおり定める。

平成22年2月19日まで

- 6 更生計画案の提出期間を次のとおり定める。

- (1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間

平成22年6月30日まで

- (2) 更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間

平成22年5月31日まで

7 管財人は、会社更生法に定めるもののほか、次の行為をしなければならない。

- (1) 会社更生法84条1項に規定する報告書を平成22年3月19日までに裁判所に提出すること。
- (2) 毎月、更生会社の業務及び財産の管理状況について、報告書及び損益計算書を作成し、翌月末日までに、報告書に損益計算書の写しを添付して裁判所に提出すること。
- (3) 更生手続開始時における財産評定前の貸借対照表を作成後速やかに裁判所に提出すること。
- (4) 会社更生法83条3項の規定による貸借対照表及び財産目録を作成後速やかに裁判所に提出すること。
- (5) 更生計画案作成の時における清算価値及び継続企業価値による資産総額を記載した書面並びに更生手続開始後更生計画案作成時に至るまでの期間における損益計算書を作成して、更生計画案とともに裁判所に提出すること。

8 管財人は、次の行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- (1) 更生会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
- (2) 更生会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（更生会社による取立てを除く。）
- (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
- (4) 貸付け
- (5) 借財（銀行との当座貸越契約に基づくものを除く。）及び保証
- (6) 訴えの提起及び保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並

びにこれらの取下げ

- (7) 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）2条1項に規定する仲裁合意をいう。）
- (8) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
- (9) 10億円を超える共益債権を生じさせる行為で常務に属しないもの
- (10) 更生担保権に係る担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
- (11) 更生会社の事業の維持更生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

理 由

一件記録によれば、開始前会社には、会社更生法17条1項所定の更生手続開始の原因となる事実があると認められ、他方、同法41条1項各号に掲げる事由があるとは認められない。

よって、本件申立ては理由があるので主文第1項のとおり決定し、併せて会社更生法42条1項、69条1項、72条2項、84条2項、85条4項、146条3項、184条1項及び2項、会社更生規則51条1項の規定に基づき、主文第2項から第8項までのとおり決定する。

平成22年1月19日午後5時30分

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官      菅    野    博    之

裁判官            渡    部    勇    次

裁判官            馬    渡    直    史

別 紙

当 事 者 目 録

平成22年(ミ)第1号

東京都品川区東品川二丁目4番11号

申立人(開始前会社) 株式会社日本航空

代表者代表取締役 西 松 遙

平成22年(ミ)第2号

東京都品川区東品川二丁目4番11号

申立人(開始前会社) 株式会社日本航空インターナショナル

代表者代表取締役 西 松 遙

平成22年(ミ)第3号

東京都品川区東品川二丁目4番11号

申立人(開始前会社) 株式会社ジャルキャピタル

代表者代表取締役 金 山 佳 正

上記3社申立人代理人弁護士 南 賢 一

同 森 倫 洋

同 宮 崎 信 太 郎

同 上 野 元

同 柴 原 多

同 金 山 伸 宏

同 福 岡 真 之 介

同 郡 谷 大 輔

同 柳 田 一 宏

同 湯 川 雄 介

同 松 原 大 祐

子夫輔行男司

靖康大洋陽哲

田留夫橋田

舞築信高澤紺

同同同同同

以 上



これは謄本である。

平成 22 年 1 月 19 日

東京地方裁判所民事第 8 部

裁判所書記官 手 嶋 健 一 郎

